

## パーソナルコンピュータ賃貸借仕様書

### 1 目的

和歌山市内児童館にて、児童がインターネットを利用して調べ学習等に使用するためのパーソナルコンピュータの導入及び保守を行う。

### 2 仕様

#### (1) 賃貸借期間

令和8年7月1日～令和13年6月30日

#### (2) 納入場所・設置場所

和歌山市内8児童館

平井ふれあいセンター	和歌山市平井72-1
杭の瀬児童・地区福祉センター	和歌山市杭ノ瀬77-10
芦原児童館	和歌山市雄松町5丁目2-1
善明寺児童館	和歌山市善明寺390-1
鳴神児童館	和歌山市鳴神966-1
岩橋児童館	和歌山市岩橋1329-5
木ノ本児童館	和歌山市木ノ本728-1
本渡児童館	和歌山市本渡435-1

#### (3) 機器構成仕様

別紙機器構成仕様書のとおり

#### (4) 装置の納品・設置

①令和8年7月1日までに納品し、かつ使用可能な状態になるよう設置すること。

納品日においては児童館職員と話し合いのうえ決めること。

②機器の設置及び配線、接続作業（電源・ネットワーク配線、接続作業を含む。）を行うこと。

③ソフトウェアのインストール作業を行い、正常に稼働することを確認すること。

④本市の使用するウイルスソフトが正常に稼働するよう確認すること。

⑤機器の納入の際に、本市職員へ操作方法等の説明を行うこと。

⑥設置場所を変更した場合においても、本市の故意または重大な過失によらない動作不良等については、修復及び動作検証等を行うこと。

⑦契約終了後、以下の物件を市に無償譲渡すること。

・LANケーブル

・箱及び梱包材

⑧契約終了後、データ消去、撤去、破棄すること。

また、費用は業者負担とすること。

⑨データ消去、撤去、破棄終了後、破棄証明書を本市へ提出すること。

### 3 留意点

仕様書に記載の条件等を満たすため、必要な費用はすべて賃貸借料に含んでおくこと。

#### 4 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で子育て支援課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

機器構成仕様書

パソコン本体	内容	数量
機種	現行のカタログに掲載されているビジネスモデルであること。納入端末全台が同一機種であること。	8
パソコン筐体	デスクトップ型のビジネスモデルであること。	
キーボード	JIS配列標準又はJIS配列に準拠した日本語キーボードであること。	
CPU	インテル社製 第10世代以上、Core i3 プロセッサ相当以上の性能を有すること。	
メモリ	8GB以上であること。(保守の観点から他社製メモリの増設は不可とする)	
モニタ	21.5インチワイドモニタ。解像度1920×1080 フルHD以上。 1W+1W(ステレオ)以上のスピーカを内蔵していること。 カタログ等により5年保証サービス付きモデルであることが確認できること。	
SSD	250GB以上の内蔵SSDを搭載すること。(リース満了時取り外し可能であること。こちらで取り外し、処分します)	
LAN機能	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応するRJ45インターフェイスを搭載すること。	
保守	5年間、翌営業日オンサイト保守対応をすること。(保守対象は、パソコン本体、マウス、キーボードとします)	

※…インテル社製以外のプロセッサを選択する場合は、当該プロセッサが仕様適合することを証明する資料を提出すること。

ソフトウェア	製品名	型番	数量
OS	Microsoft Windows11 Professional 64bit	-	8
ワープロ、表計算等	Microsoft Office Home & Business 2024 日本語版がプレインストールされていること。	-	8
フィルタリングソフト	i-フィルター6.0 5年ライセンスパッケージ	CIF-0605-Y	8

付属品等	内容	数量
マウス	USB接続の光学マウス。スクロール機能を有し、納入するパソコン本体に接続して動作すること。	8
LANケーブル	カテゴリ5E対応 RJ-45付き UTP LANケーブル 5m。(※ケーブルの色は問わない)	8

その他	内容	数量
Windows 10 へのリカバリ	上記ハードウェアを正常にリカバリできる専用リカバリメディア(Windows 11 Pro版)または、フラッシュメモリを添付すること。	1

※落札業者は、和歌山市内8ヶ所の児童館へ上記パソコンを1式ずつ納入し、既設プリンタのドライバをインストールすること

※納入時には、上記ソフトウェアのインストール・設定をし、動作確認すること

※その他軽微な業務は、現場の職員の指示に従うこと

# 賃貸借契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）は、児童館のパソコン（令和8年7月導入分）（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、物件を乙の責任において丙から賃借し、丙はこれを賃貸する。

2 乙及び丙は、物件を設置場所まで運搬し、職員立会いのもと、ソフトウェアのインストール及び動作確認を行い、甲に適切な操作方法を指導するものとする。

3 丙は、物件の修繕等、物件が常時正常に稼動し得るよう維持する義務を負い、契約が終了するまで、翌営業日のオンサイト保守対応をするものとし、修繕に係る費要は甲の故意、または重過失によるものでない限り、丙が負担するものとする。

4 乙は、丙をして、この契約に基づく乙の債務を履行させるものとし、もし丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行するものとする。

（対象物件及び設置場所）

第2条 対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）対象物件 別紙明細表のとおり

（2）設置場所 別表1のとおり

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までとする。

（賃貸借料）

第4条 1月当たりの支払額は、円（消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。）とする。

（権利の帰属）

第5条 乙は、本契約期間中において、対象物件を甲に賃貸するものとし、本契約期間終了後においては、甲は当該物件を乙に返却するものとする。

2 乙は、契約終了後に対象物件のうち別表1に記載の物件を甲に無償譲渡するものとする。

（賃貸借料等の請求）

第6条 賃貸借料の支払は月払とし、丙は甲に対し当該月分の賃貸借料並びにそれに対する消費税及び地方消費税分（以下「賃貸借料等」という。）を翌月初めに請求するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の算定について、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（賃貸借料等の支払）

第7条 甲は、前条の請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を丙に支払わなければならない。

2 丙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料等の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(料金の改定)

第8条 丙は、賃貸借期間中に公租公課の増減、物価の変動等により賃貸借料等の額が不相当となったときは、賃貸借料等を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲及び乙の協議により賃貸借料等を改定することができる。

(善管注意義務)

第9条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 丙は、物件に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙は、甲の故意又は重大な過失により物件を損傷したときに限り、甲に損害の賠償を請求することができる。

(通知義務)

第10条 甲は、第2条2号の設置場所を変更するときは、あらかじめ丙に通知し、その承諾を得なければならない。

(保険)

第11条 乙及び丙は、その費用でこの契約の履行に際し必要な保険を付保しなければならない。

ただし、乙及び丙は、甲の故意又は重大な過失によって物件に盗難、滅失等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができるものとする。

(損害の負担)

第12条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙若しくは丙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。これらの場合において、負担者が負担すべき額は、甲乙丙間で協議して定める。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙若しくは丙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中賃貸借を継続して履行せず又は履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、賃貸借業務を開始すべき時期を過ぎてもこれを開始しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

2 乙及び丙は、甲の責めに帰すべき理由により、この契約の履行が不可能となったときは、契約の全部又は一部を解除することが出来る。

3 前2項の規定により、この契約を解除した場合は、甲または乙または丙は、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

4 第3条の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の予算編成において当該賃貸借料等について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う費用は、甲が負担する。

5 甲乙丙は、前4項及び第15条に規定するほか必要がある場合は、甲乙丙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することが出来る。

(物件の返還)

第14条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定により契約の解除があったときは、

物件を速やかに丙に返還しなければならない。ただし、甲乙丙協議により別の定めがある場合はこの限りでない。

2 前項の規定による返還を行う場合において必要な費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙又は丙が負担する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙又は丙の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙若しくは丙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙若しくは丙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙又は丙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙又は丙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙及び丙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙及び丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙及び丙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙及び丙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙及び丙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙及び丙（乙及び丙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙及び丙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙及び丙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（機密の保持）

第17条 乙及び丙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第18条 乙及び丙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙及び丙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙及び丙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第19条 乙及び丙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙及び丙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下、「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合に

においても、個人情報と見なして第18条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙及び丙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を活用する。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に関し、甲と乙又は丙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

丙

## 別紙明細表

### ハードウェア

製品名 ○○○○  
数量 8 台

### ソフトウェア

製品名 i-フィルター6.0  
型番 ○○○○  
数量 8 台

### 別表1 設置場所

児童館名	住 所	設置台数
平井ふれあいセンター	和歌山市平井72-1	1
杭の瀬児童・地区福祉センター	和歌山市杭の瀬77-10	1
芦原児童館	和歌山市雄松町5丁目2-1	1
善明寺児童館	和歌山市善明寺390-1	1
鳴神児童館	和歌山市鳴神966-1	1
岩橋児童館	和歌山市岩橋1329-5	1
木ノ本児童館	和歌山市木ノ本728-1	1
本渡児童館	和歌山市本渡435-1	1

### 契約終了後に乙が甲に無償譲渡する物件

	物件	数量
1	LAN ケーブル	8
2	箱及び梱包材	8

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」及び「丙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙及び丙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙及び丙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙及び丙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙及び丙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙及び丙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙及び丙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙及び丙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報

が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び丙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙及び丙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙及び丙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙又は丙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙及び丙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙及び丙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙又は丙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙及び丙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙及び丙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙及び丙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙又は丙の名称、所在

地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。